

「個人情報保護マネジメントシステム実施ハンドブック」簡易版 第2章

個人情報保護監査研究会

第2章 個人情報保護方針などの公表

2.1 個人情報保護方針

代表者は個人情報保護の理念を明確にし、次の事項を含む「**3200 個人情報保護方針**」を定め、従業員に教育し、一般の人が入手できるようにホームページ等に掲載します。

a)	事業の内容及び規模を考慮した適切な個人情報の取得、利用及び提供に関し、目的外利用を行わないこと及びそのための措置を講じること。
b)	個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針、その他の規範を遵守すること。
c)	個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止及び是正に関すること。
d)	苦情及び相談への対応に関すること。
e)	PMSの継続的改善に関すること。
f)	代表者の氏名
g)	制定日および最終改定日
h)	方針に関する問合せ先

ホームページを持たない企業は、リーフレットを作成して提示できるようにしてください。

2.2 個人情報の取り扱いについて

「個人情報保護法」では、利用目的（法第18条）、開示等の諸手続（法第24条）、苦情の申出先（法第24条）を本人の知り得る状態に置かなければならないと定めています。そのため公表事項として「**3210 個人情報の取り扱いについて**」を規定し、方針とは別にホームページ上で公表します。

2.2.1 利用目的の公表

自社で取り扱うすべての個人情報について利用目的を公表します。受託、第三者提供にて取得、共同利用で取得している個人情報についても、その利用目的を漏れなく公表します。

2.2.2 開示等への対応

開示等の諸手続について公表します。

a)	開示等の求めの申出先
b)	開示等の求めの方式（提出すべき書面の様式等）
c)	開示等の求めをする者が、本人又は代理人であることの確認の方法
d)	利用目的の通知、情報開示の場合に手数料を定めた場合の手数料及び

2.2.3 苦情・相談対応

苦情・相談対応については「個人情報保護法」だけでなく、政令においても強調されています。

a)	苦情の申出先
b)	「認定個人情報保護団体」の名称及び苦情の解決の申出先（団体所属事業者の場合のみ）

「認定個人情報保護団体」（JIPDEC など）には、Pマーク取得後申し込みをすることができます。

今回は、「第3章 計画」をご紹介します。> [目次へ](#)

<http://www.saaj.or.jp/shibu/kojin.html>